

議事要旨(3) リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭に、小賀坂専門委員から、今回の審議資料について説明があった。この審議資料は、事務局で会計基準及び適用指針の文案を作成し、前回専門委員会で審議したものである。タイトルや公表の形式は未定で、次回以降の企業会計基準委員会において詰めていく予定である。

また、前回専門委員会における専門委員からの主な意見として、①会計基準において、簡便法として賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理があることを触れるべきである、②借手の貸借対照表表示はリース資産一本で足り、固定資産の種類別の注記は不要ではないか、③適用指針の結論の背景において、本会計基準の適用対象外としている事例に、フルペイアウトの場合ファイナンスリースとなることが自明なものが含まれており、表現を修正すべきである、④利息相当額の配分方法として、利息法を原則法としているが、賃貸借の側面を考慮すれば、むしろ定額法を原則とすべきである、⑤少額リースについては、現状の 300 万円基準を踏襲しているが、パソコン、事務機器等はすべてオペレーティング・リース取引に準じて扱ってよいのではないかと、等があったことが紹介された。

なお、意見の⑤については、前回専門委員会において、リース事業協会から裏付けとなる統計調査の結果が示された。

続いて、以下の質疑応答が行われた。

- ・ 委員等より、現行の基準や実務指針から大きな変更はないので、該当箇所のみ変更内容を示すような形式も考えられるが、そっくり置き換えてしまう理由はなにか、との質問があった。これに対しては、現行基準等と改訂箇所の 2 つを見比べるのは不便であり、また、現行の会計基準には結論の背景がないため、利用者の便宜を考え全面的に置き換えることとしたとの説明があった。
- ・ 委員等より、簡便法の適用可否に関して数値基準が設けられているが、貸手側には一定の歯止めがかかるものの、借手側ではほとんどの企業が簡便法の対象となり、簡便法ではなく原則法になってしまうのではないかと、簡便法でカバーすべき企業は全体の 50%程度とすべきである、との指摘があった。
- ・ 委員等より、土地のリースについても、別テーマとして将来的には検討してほしいとの意見があった。
- ・ 委員等より、結論の背景に、基準を見直す理由、考えられる代替案との比較、EU の同等性評価との関係などを書き込むことにより、積極的な合意を形成することが望ましい旨の指摘があった。
- ・ 委員等より、簡便法と少額資産等の取扱いとの優先順位がよくわからない、少額資産等の基準を先に適用するとの理解でよいかととの質問があった。
- ・ 委員等より、今回の変更がコンバージェンスに寄与することと、現在の IASB のリースの研究との関係について質問があった。これに対しては、IASB でまだ正式なアジェンダとしても確定していない段階であり、現行の国際財務報告基準とのコンバージェンスとなる旨の回答があった。

以 上